

令和 7 年度 うるま市企業誘致推進業務 業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度うるま市企業誘致推進業務

2 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで

3 契約限度額

17,424,000 円（消費税込み）以下

4 業務目的

沖縄が東アジアの中心に位置する地理的優位性や、本市投資環境を立地ガイド及び投資環境ツアー実施等で PR することにより、県外企業の誘致を活性化し、住民の雇用確保及び産業集積を図る。また、首都圏及び本市に精通した企業誘致推進役を配置することにより、首都圏企業へ効果的なアプローチが可能となり、そこから派生する進出関心企業にも迅速な現場訪問等、側面支援を充実させることで企業の進出事業円滑化を図る。

企業誘致活動においては、上江洲仲嶺地区を中心に本市投資環境関連部署とも連携し、企業及び事業の誘致活動を包含的に行う。また、本市立地企業の産業イノベーション、事業革新等集積した企業の産業振興を図るうえで、グローバルな観点も必要と考えている。その点において、アジアの中でも本県に一番距離が近く、昨今の観光客増加や歴史的に親交の深い台湾が有効であると捉え、台湾企業の誘致を通じ経済交流を行う事で双方の技術、販路、雇用拡大等広く波及出来るよう企業誘致活動を行う。

【国際物流拠点産業】

- ①倉庫業 ②特定の無店舗小売業 ③特定の機械等修理業 ④製造業
- ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦卸売業 ⑧特定の不動産賃貸業

5 実施目標

県内外の国際物流拠点産業等を対象に、本市の企業誘致案件等の現地視察ツアーを実施する。また、台湾企業等への誘致活動等を実施する。

- ①現地視察ツアーへの参加企業：10社以上
- ②開発事業者へのアプローチ：10社以上
- ③台湾訪問：1回以上

6 業務内容

(1) 企業誘致活動

- ①首都圏に企業誘致推進役を配置する。
 - ②本市の企業誘致案件（本市実施の開発事業等を含む）に関して、民間事業者等を対象に PR 活動を行う。
 - ③企業誘致に向けた民間事業者の求めるインセンティブ（特区創設や優遇措置、支援制度等）について事例収集を行う。
 - ④プロジェクト推進 1 課及び 2 課、本市投資環境を所管する関係課等と連携し、企業誘致活動を横断的に行う。
 - ⑤本市投資環境ツアー（現地視察）の開催（年 1 回以上）。
 - ⑥沖縄県等が実施する誘致セミナー等参加による情報収集を行う。
 - ⑦台湾企業誘致等に向け関連機関との連携体制を構築し、台湾企業への PR 活動を行う。
なお、中国語での問い合わせ等に対し適宜対応出来る体制を整えておくこと。
 - ⑧その他委託者が指示する業務等
- (2)「沖縄県うるま市企業立地ガイド」パンフレットの改定を行う、なお企業誘致に関連する本市の計画等を盛り込むこと。
- (3) (1) ①～⑧を踏まえ、本市に求められる企業誘致戦略について検討する。
- (4) 工程会議及び活動報告
- ①随時工程会議を開催し、業務の進捗状況等の報告を行う。
 - ②月毎に活動報告を行う。
- (5) 成果報告
- ・報告書 5 部（A4 版）及び電子データ
 - ・「沖縄県うるま市企業立地ガイド」パンフレット 200 部及び電子データ（データ編集可能なものとする）
- (6) 主な作成書類
- ①活動報告書
 - 1) 日報及び月報
 - ②企業訪問に係る資料一式
 - ③予算執行状況書類一式
 - ④工程会議資料
 - ⑤投資環境の進捗が確認出来る一覧表等
 - ⑥その他委託者の指示する書類作成

7 提案に係る要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 委託業務の実施のために企業誘致コーディネーターを配置すること。
- (2) 当該委託業務の実施により得られた企業情報は、原則としてうるま市に帰属する。

(3) 業務受託者は、当該委託業務の実施により得られた企業情報を、他に漏らしてはならない。

(4) 当該委託業務の実施により得られた特許権等の知的財産権は、原則として委託元であるうるま市に帰属する。

8 経費

(1) 積算の費目は、次のとおりとすること。

① 直接人件費

- ・給与、報酬、社会保険料、及び交通費等その他の手当とする。
- ・労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。

② 直接経費

- ・旅 費（誘致活動及び工程会議の移動のために必要な旅費）

事業の委託費用内で、必要な場合のみ宿泊費を計上すること。なお、宿泊地は市内の利用を原則とし、市外利用は視察時や必要最低限かつ明らか市外の宿泊が有利になる場合に限ること。

- ・需用費（消耗品費、印刷製本費等）

必要な消耗品は、市内の事業者から優先的に購入すること。但し、品質や価格等において市外製品が明らかに有利な場合は、その旨を明確にし、調査職員と調整し購入すること。

文書の印刷や製本における経費は、本委託業務の費用に含まれます。可能な限り経費を抑え、効率的な印刷製本を心掛けること。また、これらの作業についても、市内の業者を優先的に利用すること。ただし、印刷・製本の品質、納期等において市外の業者が明らかに有利である場合は、その旨を明確にし、調査職員と調整すること。

- ・役務費（通信運搬費、手数料等）

- ・使用料及び賃借料

③ 再委託・外注費

- ・視察ツアー実施費、その他事業に必要と認められる費用であり、契約金額の5割を超えない範囲において認めるものとする。
- ・その他、委託者との取決めにおいて、受託者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費。

④ 一般管理費

- ・人件費＋事業費の10%以内とする。 ※但し、再委託・外注費分を除く

⑤ 消費税等（消費税と地方消費税）10%

9 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合はうるま市経済産業部産業政策課と協議すること。

別表 1

経 費 区 分 表

経 費 区 分
1. 直接人件費 (①+②) ① 直接人件費 ・ 企業誘致コーディネーター (企業誘致推進役) ・ 企業誘致コーディネーター (企業誘致推進役補助) ② 法定福利費
2. 直接経費 (①+②+③) ① 旅費 ② 需用費 (消耗品費、印刷製本費) ③ 役務費 (通信運搬費、手数料) ④ 使用料及び賃借料
3. 一般管理費 (人件費 + 事業費 × 10%以内)
4. 再委託・外注費
5. 消費税 (1 + 2 + 3 + 4) × 10%
合 計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5)